

3 「保育所・こども園申請」(1コース) (申請手続き⇒結果通知後の手続き)

1 保育所・こども園とともに申請書をつくり、手続きに必要なものをそろえる



| | | |
|---|-----------------------------|--|
| ☑ | 申請に必要なもの | 保育所・こども園と保護者が十分に話し合いをした上で、共に「特別支援申請書」を作成し、「S-M 社会生活能力検査」を実施してください。 |
| | ・特別支援申請書 | |
| | ・S-M 社会生活能力検査 (言語通級教室申請は不要) | |

| | | |
|---|--------------------------------------|--|
| ☑ | 保護者のお手元があれば提出していただきたいもの | 既に医療機関等に繋がり、左記のものをお持ちの場合には、写しを提出してください。入手予定で、申請期間内に書類が整わない場合には、一旦申請書を提出し、後日提出してください。 |
| | ・診断書 (特別支援申請に係るもの) | |
| | ・障害者手帳 (療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳) | |
| | ・知能検査または発達検査の結果報告書 | |
| | ・お薬手帳 (現在の服薬情報のページ) | |

※過去に知能(発達)検査を受けたことがある場合には、申請書に必ず検査の情報を記入してください。

2 こども園(保育所)が申請期間に市教育委員会へ申請書を提出する

第1次申請期間:5月20日(水)~5月29日(金)

第2次申請期間:7月6日(月)~7月10日(金)

保育所・こども園と保護者が合意形成を十分に行い、申請期限は厳守で申請をお願いします。

3 調査・検査⇒審議(浦添市教育支援委員会)

(1) 調査【園生活の様子を観察し、各園にて保護者面談・担任面談を行います】

※調査における「面談」は、調査員からの電話相談という形式で行う場合もあります。

(2) 検査【子供の年齢等を考慮した知能・発達検査を各校にて行います】

※過去に検査を受けている場合には、その検査結果を審議に活用することがあります。

※知能(発達)検査を受けたことがない場合、あるいは過去の検査の状況によって、教育委員会が知能(発達)検査を実施します。

(3) 審議(浦添市教育支援委員会) ※保護者の希望と異なる結果の場合もあります。

(4) 教育支援委員会の結果【申請した保育所・こども園へ市教育委員会より結果を通知します】

4 就学相談【保育所・こども園から結果の通知を受け取る】

10月末週



保育所・こども園が保護者に教育支援委員会の結果を説明します。子供にとって安心して学ぶことができる場合はどこか、どんな支援が望ましいのかを一緒に考えます。

5 結果に対する意見表明をする（「保護者の意見等」を書く）

11月上旬

保護者は、教育支援委員会の結果に対する最終意見を「保護者の意見等」に記入し、保育所・こども園へ提出します。該当者は、「診断書」等も提出します。（下記参照）

| 市教育委員会へ 提出する 文書名 | 教育支援委員会の結果 | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---|---|-------------------------------|
| | 通常の学級 通級指導教室 特別支援学級 (知的・情緒) | 特別支援学級 (難聴・弱視・ 肢体不自由・ 病弱・言語) | 特別支援学校 ⇒希望する 【県教育委員会 へ申請する】 | 特別支援学校 ⇒希望しない 【地域の学校の 特別支援学級に通う】 | |
| 市様式 「保護者の意見等」 | 提出必要 | 提出必要 | 提出必要 | 提出必要 | |
| 県様式 「保護者の意見等」 | | | 提出必要 | | |
| 「専門医の診断書」 | | 提出必要 | 提出必要 (令和8年1月以降) ※11月13日までに 用意し提出すること | 特別支援学級の種別 | |
| | | | | 知的 | 肢体不自由 視覚障がい 聴覚障がい 病弱 |
| | | | | 提出必要 | |
| 「医療的ケアを要する 児童生徒」 ※専門医が作成 | | | 該当者のみ ※11月13日までに 用意し提出すること | | |

教育支援委員会の結果が「特別支援学校」であり、保護者が特別支援学校への就学を希望する場合には、「専門医の診断書の写し（令和8年作成）」を県教育委員会へ提出する必要があります。

市教育委員会への提出期限に間に合うように、受診の予約をご検討ください。申請時に令和8年に作成した診断書（写し）を提出している場合には、再提出する必要はありません。

6 保育所・こども園が教育委員会へ「保護者の意見等」などの文書をまとめて教育委員会へ提出する

提出期限

11月13日（金）

※「保護者の意見等」の提出を以って、通級指導教室・特別支援学級が決定します。

